不利益処分の処分基準

処分の内容		認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１９条の７第３項
所管部課係名		市民生活部環境課生活環境係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	法第１９条の７第３項の規定による。 第１９条の７ ３　市町村長は、第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）